

平成29年度

第10回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成30年1月31日

平成 29 年度 第 10 回越知町農業委員会総会会議録

平成 30 年 1 月 31 日 越知町農業委員会総会を基幹集落センター小会議室に召集された

1 会議日 平成 30 年 1 月 31 日（水）午前 9 時 00 分～午前 10 時 05 分

2 出席委員

農業委員（10 名）

1 藤原 幸子	2 大原 典子	3 山崎 耕助	4 吉田由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林富士男	10 須内 啓次		

農地利用最適化推進委員（5 名）

松井 邦夫	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡久一郎			

事務局職員出席者（2 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 20 号 非農地証明願いについて

議案第 21 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前 9 時 00 分

会 長 おはようございます。非常に寒い日が続いておりますが、天気予報では今晚からまた明日にかけて雪が降るという事で、ますます寒い日が続くのではないかと考えております。インフルエンザが猛威を振るっております、委員のみなさん体調に留意していただきたいと思えます。

報告事項ですが、今月の 15 日、高岡郡会長会がございまして、その中で農地利用最適化推進委員の身分というか、役割りの線引きについて話をしましたが、まだ農林水産省の方が役割的なことについては検討中とのことで、法改正も含めていろいろあるので、議論がまだ本格的に入ってないようです。地域によっても温度差があつて、越知町では改正前と改正後では人数は一人しか増えていませんが、市町村によっては改正後、農地利用最適化推進委員が大幅に増えたところもありまして、結論がなかなか出ないというのが現状でございますので、農地利用最適化推進委員さんはいろいろ不満もあると思えますが、越知町はそういう働きかけもこれからも県にしていこうという事でございます。推進委員さんは今後ともよろしくご協力をお願いします。

本日の署名委員は斎藤委員、箭野委員よろしくをお願いします。

それでは、議題に入ります。議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい説明します。

1 番、譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は吉田委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇1799 番、地目は台帳が田、現況が畑になっています。面積は 403 m²、事由は売買です。

2 番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在地番は〇〇字〇〇403 番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は 122 m²、事由は贈与です。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に該当しないことは書面にて確認しております。現地の写真、切図等付けておりますので参考になさってください。以上です。

会 長 それでは番号 1 の調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 はい。〇〇からちょっと離れた所なんですけれども、東の方が〇〇さんの山椒畑の隣になるんですが、後三方は植林です。きれいに整地されて全く問題ありません。

会 長 はい、次に大原委員。

7 番委員 はい。場所は〇〇の横の土地でにんにくとネギを栽培して、何も問題ないと思います。

会 長 議案第 18 号については、ただいま調査委員から報告ございましたが、みなさんご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、説明します。

譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は藤原委員にお願いしております。土地の所在地番は、〇〇字〇〇2179 番 1、地目は台帳が田、現況が畑、面積は 142 m²です。事由は自宅に隣接した土地になりますので、駐車場に入る通路として使いたいということです。こちら写真切図等付けておりますので、参考にしてください。

会 長 それでは調査委員の藤原委員をお願いします。

1 番委員 場所は写真がありますが、〇〇の駐車場のすぐ西側です。現況としては花木が植えてありますが、すぐ駐車場に使用できるような状況です。小さい花木ですので、機械を入れなくても、除草できるような状態です。隣接地は北側は〇〇さんの住宅なんですが、東側は〇〇との駐車場との間に幅員 1.8m から 1.9m の町道で、道隔てて〇〇の駐車場になります。今、〇〇さんは軽四しか入らないような状況です。西側は〇〇さんの住宅。南側は幅員 2.3m から 2.5m の町道を隔てて〇〇さんの住宅です。南側の町道ですが、幅員が 2.3m から 2.5m ですので、今回 5 条の申請で宅地にされたら、この間も言いましたけど道路幅が狭いので、塀もして敷地いっぱいにとると将来的に道が広がらないというか、〇〇さん本人にも会いまして、なんとか広げるような形でセットバックの話もしました。本人もセットバックのことはわかって

まして、そういうような形にするということで本人も了承しています。〇〇さんとも話したんですけど、境界とかは町の負担で道路の舗装とか、〇〇さんは駐車場も舗装しないとのことですけど、道路になる所は町が舗装と境界壁というか、境界ブロックだけでいいんですけど、費用もそんなに要らないと思うんですが、そういう事を農地から宅地になる時に建設課の方にも合わせて声掛けもしてもらいたいと思います。以上です。

1月29日に調査しました。

会 長 ここは昔水路が通っちゃったよね。水路挟んで草が生えて、ちょっと曲がっちゃったよね。

1 番 委 員 〇〇の方に行く道よねえ。

会 長 〇〇の方から行く道も狭い？

濱田委員 あっちも狭い。軽四でやっと通れるぐらい。

会 長 はい、ただいま調査委員から今後の対応も含め報告ございましたが、委員のみなさんご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい全員です。

続いて議案第20号 非農地証明願いに入ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。1番申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原利武委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇154番1、地目は畑、面積は55㎡、利用状況は平成元年頃に原野になったという事で、全部で田が17筆の4,872㎡、畑が13筆の5,432㎡、合計30筆の10,340㎡です。

2番ですが、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は和田委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇1348番、地目は畑、面積は803㎡、利用状況は昭和40年頃より山林という事です。他7筆ありまして、合計畑が8筆の6,128㎡です。

3番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は和田委員にお願いしていま

す。土地の所在地番は〇〇字〇〇3027番、地目は畑、面積は5,157㎡です。利用状況は昭和50年頃から山林ということです。

4番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員はこちらも和田委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇2870番、地目は畑、面積は1,801㎡、利用状況は昭和50年頃から山林です。3番、4番は建設課が関係している分です。保安林にしたいということで申請が出されております。以上です。

会 長 はい、それでは番号1の大原委員お願いします。

7番委員 こちらは日曜日に行ってきました。最初の所は〇〇の集落から〇〇より下のカーブになった所です。

154-1というのはカーブのすぐ下で、今は使われてない小屋と草ぼうぼうの所で原野といったら原野で問題ないと思います。

154-2というのは道路の上に上がった土地で車2台停めていた状態です。原野というたら原野です。

158番は昔、小学生が学校に通っていた〇〇からの道のすぐ上の方です。ここも笹が生えたりカヤが生えたりして、もう復興することはできません。

159-1は下の県道との間の田んぼで、ここも竹やぶとか草で、原野で構わないと思います。

161番と162番は片方田んぼで片方畑ですが、どっちかわからないぐらいの雑木と竹です。原野として認めても構わないと思います。

110番というのはカーブからちょっと左に入った所で、そこも完全に竹やぶでした。山林ではなく竹やぶといった感じでした。

〇〇はちょっと問題がありまして、ここのカーブからちょっと上に上がっていった所の道路の下が二段になってまして、132番はその手前で雑木と竹やぶでした。

131番1の参考になる写真を付けてくれてますが、このように完全に耕している状態です。山林として認めることはできません。

次が〇〇。ここは県道の〇〇の所をちょっと行った所の山林の所。昔の県道を入った所の上の方です。墓地がありまして、その上です。ここも大体雑木と笹とかの竹やぶです。

67番と78番はひっついて同じような状態で、73番は雑木林、71番1と2は竹やぶ。坂本の65番というのも竹やぶでした。非農地でかまんと思いません。

383番です。ここも写真も見てもらいたいのですが、その中の文旦が植わっ

ている所です。これも非農地と認めることは難しいと思います。
その次が〇〇。ここも写真を見て下さい。これは〇〇から〇〇に抜ける途中の道の下です。704番1というのは草ぼうぼうで再生不可能。山林というか原野とっていいと思います。
700番口というのは写真にあるように誰かが野菜を植えている状態で、これは山林というにはふさわしくないと思います。
次は〇〇。〇〇から〇〇に行く道の、〇〇がある所から〇〇によった所の右の下です。竹やぶと雑木林になった状態で山林とみなしても問題ないと思います。
〇〇、さっきの所よりちょっと〇〇寄りのカーブの下でして、ここは30年前後の杉があるような所で、山林で問題ないと思います。
〇〇1291番ですが、ここは〇〇集落のすぐ上でして、ほとんど竹やぶです。山林とって構わないと思います。
次に〇〇ですが、ここは旧県道の宅地がある所のちょっと手前の道路挟んで上下です。ここは杉林でした。山林で構いません。
それから〇〇、ここは砂利を積んじゅう所と農免道路の中間ぐらいの所で杉やヒノキが点在する植林の中にあって、問題ないと思います。以上です。

会 長 はい。それでは和田委員。

8番委員 27日に調査に行ってきました。〇〇から500mぐらい上に上がった所です。杉やヒノキの植林で、その隣が私のハウスですが、問題ないと思います。
3番、4番、同じく27日に調査して参りました。〇〇の集落から1kmぐらい行った所です。大原委員と一緒に参りましたが、周囲は全部植林で問題ないと思います。以上です。

会 長 調査委員からそれぞれ報告ございましたが、〇〇の131番1と〇〇383番、〇〇700番口やね。

斎藤委員 申請人は高齢やき。

濱田委員 誰が作りゆうのかも知らんのやろう。

会 長 司法書士事務所は見に来んろうか。

局 長 来ても多分わからないと思います。

事務局 娘さんからも電話がありましたが、現地もわかってないようでした。

会長 ○○は完璧な農地よねえ。○○は文旦植わっちゅうばああって、植えて1年2年じゃないわねえ。○○はハウスみたいな物があるかえ？

事務局 ハウスじゃないような…。

局長 ○○の134番はやぶですか。

7番委員 これはもう、やぶ。131番1はきれいにやっちゅう。

会長 ○○の文旦はきれいに作りゆうねえ。本人は知らんうちに作りゆうがやない？文旦は20年ばあ経っちゅうろうか。

局長 勝手なのか、昔言うてやったのかは古いので全然わかりません。

斎藤委員 借りちゅうのはわかつちゅうと思うで。僕は昔測量しに行ったけど。借りちゅうのか、おじいさんが作りよったき代々順番に作りゆうのかもわからんし。

会長 704番は竹やぶやね。

局長 704番については原野というか笹が生えてますね。

会長 700番口は畑か。誰か植えゆう。家があるが、誰かおるが？

7番委員 ブルーシートの所は○○さんという人の家。

局長 その方の菜園場みたいになっている。

斎藤委員 今は○○におるきねえ。

事務局 ここにはおらんがですか。

斎藤委員 たまに仕事をしに帰ってくるけど〇〇におる。耕しゆうのは知っちゆうがじゃないろうか。

局 長 借りちゆうみたいな感じですか。

斎藤委員 そう。

7 番委員 下の道路沿には耕運機とかトラクターとかのある倉庫があった。

9 番委員 申請者に聞くしかないのでは。

局 長 〇〇の 131 番 1 については田んぼですね。写真で見ると。〇〇383 番は文旦が植わっている。〇〇の 700 番口は上の写真で菜園場みたいになってる所。3 箇所ですね。一応、これ一つの申請で来てますんで、一斉に採決ができない形です。
この 3 箇所は農業委員会で非農地にはならないという形でお話しすると。

10 番委員 この 3 筆と外すということですか。

局 長 外して出したら構いません。

会 長 前、この人の農地は要らんかと話があった。

局 長 はい、そうですね。こっちに基盤がないので、全然やらないので作ってくれる人おらんかということでしたけど、見た感じ山林やったんで、ちょっと難しいという話になりましたけど。

1 番委員 そういうことなら、このきれいに畑作りゆう人に話したら受けてくれやあせんろうかね。

局 長 そうですね。この田んぼについてはそういう話はできるかもしれませんがね。それでは、ここについてはダメでした、ということで連絡を。

会 長 やりようがない。それでは採決に入ります。議案第 20 号非農地証明願いについて番号 1 で、調査委員から報告ございました 3 件については非農地とは認められないということで、残り 27 件について採決いたします。3 件を

除いた以外は今、調査委員が報告したとおりでございます。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。続いて、番号2の件について採決いたします。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。3番の採決は大原委員退席をお願いします。

(大原利武委員退席)

会 長 番号3について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。

(大原利武委員着席)

会 長 番号4について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。以上非農地証明願いについては4件ございました。番号1の3件については認められないということで報告いたします。

議案第21号 越知町農用地利用集積計画について（協議）でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、越知町長より諮問があった件について審議を求め、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。1番貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借の新規設定で平成30年2月1日から平成40年1月30日までの10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇254番1、現況地目は畑、面積は331㎡、ほか2筆ありまして、合計畑が3筆の822㎡です。

2番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借再設定で平成30年2月1日から平成31年1月31日までの1年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1265番、地目は田、面積は413㎡です。ほか1筆ありまして、合計田が2筆の1,262㎡です。

3番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借の新規設定で、平成30年2月1日から平成33年1月31日の3年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1384番、現況地目は畑、面

積は 876 m²です。ほかに田が 1 筆あり、合計田が 2 筆の 978 m²です。
以上 3 件につきまして農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 はい。議案第 21 号については協議事項でございます。協議をお願いします。
(質問、意見なし)

ないようでしたら、採決いたします。議案第 21 号 越知町農用地利用集積計画（協議）でございました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長より諮問があった件について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい全員です。

本日の議案については以上でございます。それではその他にはありません。
小休します。

閉会 午前 10 時 05 分